

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月31日（平成27年（行情）諮問第246号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（行情）答申第189号）

事件名：平成25年度作戦法規巡回講習の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年度作戦法規巡回講習 幹部学校作戦法規研究室（表紙及び2枚目を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成25年11月21日付け防官文第15262号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書並びに意見書1及び2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し明示するとともに、当該形式による複写の交付を求める。

また、本件対象文書の電磁的記録がWord等で作成されたものであれば、その履歴情報ないし変更履歴が残されている場合があり、これについても組織共有文書に該当するので、その特定を求める。実際、諮問庁は、過去に、開示決定通知書において、Word等で作成された、履歴情報を含む電磁的記録を開示したことがある。

この点については、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において直接確認することを求める。

(2) 本件対象文書をありのままのデータ形式で開示するよう求める。

(3) 複写の交付について、本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。

(4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。諮問庁は、審査会から「諮問庁の説明は事実を隠ぺいしようとしたもの

と外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（平成22年度（行情）答申第75号）と批判されたことがあるように、不都合な事実を隠ぺいする危険があるので、この点については、審査会において直接確認することを求める。

- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は「「25年度作戦法規巡回講習」に関して「行政文書ファイル等」（防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号））に綴られた文書の全て。」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成25年10月11日付け防官文第13780号により、表紙及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定を行った後、同年11月21日付け防官文第15262号により、残りの部分（本件対象文書）につき、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙1のとおりである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うと共に、その電磁的記録形式での複製の交付を求める。」として、本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

- (2) 異議申立人は、本件対象文書の電磁的記録の開示に当たっては、当該電磁的記録を加工することなく「コピー等に制限をかけるセキュリティ設定等を行わずそのままのデータ形式で開示すべきである。」として、本件対象文書をありのまま開示すること、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複製の交付が行われているため、本件対象文書の内

容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認すること及び「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示を判断することを求めるが、異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (3) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が別紙1のとおり同条3号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年3月31日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年4月15日 審議
- ④同年5月11日 異議申立人から意見書1及び2を收受
- ⑤平成28年6月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同年7月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、海上自衛隊幹部学校において作成された講習資料であり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書の不開示部分には、他国の安全保障に係る情報や自衛隊の今後の運用構想に資する情報が記載されていることが認められる。
- (2) 当該不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすると、我が国と他国との間の安全保障上の関係に悪影響を及ぼし、同国との間の信頼関係が損なわれるおそれや、自衛隊の情報活動の端緒及び自衛隊の今後の運用構想が推察され、悪意を有する相手方において

対抗措置を講ずることを容易にするなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 他方、別紙2に掲げる部分は、他の開示部分から容易に推測ができる記載であり、かつ、一般的、抽象的な記載にとどまることから、これを公にしても、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすなど、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

不開示とした部分		不開示とした理由
枚数	具体的箇所	
24 枚目	スライドの一部	他国又は国際機関に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国又は国際機関との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした。
25 枚目	スライドの一部	個々の情報に関しては一般資料を基に作成されているが、情報の集合体として捉えた場合、情報源、収集法、着目点、情報分析の手法、情報に対する評価等が明らかとなるため、情報活動の端緒を推定され、情報活動の遂行に支障を生じさせるおそれがあり、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした。
26 枚目から 28 枚目まで	スライドの一部	他国又は国際機関に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国又は国際機関との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした。
29 枚目	スライドの一部	
30 枚目から 32 枚目まで	スライドの一部	
34 枚目及び 35 枚目	スライドの一部	自衛隊の今後の運用構想に資するための研究結果に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした。
36 枚目	スライドの全て	他国又は国際機関に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国又は国際機関との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした。
37 枚目	スライドの一部	自衛隊の今後の運用構想に資するための研究結果に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした。

別紙 2 (開示すべき部分)

枚数	具体的箇所
3 4 枚目	「関与の在り方」の下の 1 行目, 2 行目及び 6 行目ないし 8 行目